

## 県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	三山寮
所在地	—
所管部局・課	生活文化スポーツ部 県民生活課

### 1 施設の設置根拠(法律、条例等)

売春防止法、群馬県婦人保護施設設置条例
---------------------

### 2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 要保護女子の転落の未然防止と更生保護を図ること、及び配偶者暴力防止法に基づき暴力被害女性の保護を図ること、自立を支援することを目的に設置している。</p> <p>(2) 設置当初の状況 昭和31年に制定された売春防止法に基づく要保護女子の転落防止及び更生保護を目的に昭和33年4月に設置した。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 売春防止法に基づく要保護女子の更生を目的に設置されたが、近年、社会情勢の動向や女性を取り巻く環境等の変化により、入寮者の入寮理由も様変わりしている。平成13年に配偶者暴力防止法が制定され、暴力被害者女性や様々な問題(経済的・精神的)を抱える女性に対しても、就労指導、住宅確保、各種情報提供など関係機関と連携しながら、早期の自立を目指し支援を行っている。</p>
--

### 3 施設の概要

設置年月日	昭和33年4月1日
敷地面積(所有者)	—
主な施設(床面積、階数等)	鉄筋コンクリート造2階建
建設費	—
備考	

◇入園料・利用料等 (円) ◇利用時間(休館日)

区分	金額
—	—

### 4 施設における実施事業

<p>売春防止法に基づき要保護女子の転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者暴力防止法に基づき暴力被害女性の保護を図ることなどを目的として、一時保護所での生活の後、自立可能となるまでの間、三山寮において保護業務を実施している。入寮後は継続して生活指導を行うほか、就労指導、住宅の確保、情報の提供、関係機関との連絡調整等の自立支援業務を実施している。</p>
---

### 5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	30年度(当初予算額)	29年度(決算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)
歳入(1)	1,838	1,451	1,914	1,573	1,775
国庫支出金	1,838	1,451	1,914	1,573	1,775

歳出(2)	3,677	2,567	2,737	2,468	2,307
委託費	1,615	120	119	119	266
事業費	2,062	2,447	2,618	2,349	2,041
歳入・歳出の差額(1)-(2)	▲ 1,839	▲ 1,116	▲ 823	▲ 895	▲ 532
歳入・歳出の主な増減理由	H30国庫支出金、委託料:調理業務委託の増				

6 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
常勤職員	6	6	6	6	6
非常勤職員	21	21	21	21	21
合計	27	27	27	27	27

7 施設利用の状況

区 分	30年度※	29年度	28年度	27年度	26年度
年間利用者総数(人)	334	1,107	1,751	1,000	915
有料利用者数(人)	0	0	0	0	0
無料利用者数(人)	334	1,107	1,751	1,000	915
目標利用者数(人)	—	—	—	—	—
施設稼働率(%)	—	—	—	—	—
稼働率対象施設(設備)	—				
利用者の主な増減理由	入所者毎の支援に係る困難さにより、入所期間が異なるため。				

※ 見込数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	検討結果・理由等
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続    <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続  <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡    <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡    <input type="checkbox"/> 廃止    <input type="checkbox"/> その他 </p> <p>           売春防止法に基づく要保護女子の転落の未然防止と更生保護を図ること、また配偶者暴力防止法に基づく暴力被害女性の保護を図ることなどを目的として設置されている。一時保護期間を過ぎ、さらに自立支援が必要な対象者が入寮している。            配偶者からの暴力被害により入寮となるケースが多く、対象者の自立支援に向け、なくてはならない施設である。         </p>
指定管理者制度	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県直営    <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入    <input type="checkbox"/> その他 </p> <p>           規模が小さく利用料は無料の施設であるため、制度導入に伴うコストを上回る効果も期待できないこと、類似のサービスを提供できる団体・事業者はいないことから県の直営が望ましい。         </p>

業務等の見直し

見直しの検討が必要なものがある     当面見直しの必要はない

近年、暴力被害女性とその同伴児童の入所が多く、被害者と同様に同伴児童も心理的な被害を受けているケースが多いことから市町村・関係機関等との連携強化に努めていきたい。